

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 森下 賢樹 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒150-0021 日本国東京都渋谷区恵比寿西2-11-12		発送日 (日.月.年) 07.01.2020	
出願人又は代理人 の書類記号 C20190206W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/043072	国際出願日 (日.月.年) 01.11.2019	優先日 (日.月.年) 21.12.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61H23/02(2006.01)i, A61H21/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 国立大学法人名古屋大学			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 17.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 村上 勝見	3E 3915
		電話番号 03-3581-1101	内線 3346

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-11	有
	請求項	1-2, 12-13	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-13	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2017-55953 A (有限会社エル・アイ・ビー) 2017.03.23, 段落[0029]-[0076], 図1-6 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2013-106940 A (黒沢 諒) 2013.06.06, 段落[0016]-[0119], 図1-5 & US 2014/0276276 A1, 段落[0043]-[0237], 図1-5 & WO 2013/061949 A1 & EP 2777682 A1 & CN 103889387 A & KR 10-2014-0091669 A

文献3 : JP 5-285182 A (オンキヨー株式会社) 1993.11.02, 段落[0007]-[0020], 図1-7 (ファミリーなし)

文献4 : JP 2011-160869 A (株式会社七沢研究所) 2011.08.25, 段落[0027]-[0048], 図1-6 (ファミリーなし)

文献5 : JP 2011-527931 A (アリゾナ・ボード・オブ・リージェンツ・フォー・アンド・オン・ビハーフ・オブ・アリゾナ・ステイト・ユニバーシティ) 2011.11.10, 段落[0017]-[0168] & US 2011/0178441 A1, 段落[0069]-[0212] & WO 2010/009141 A1 & EP 2821103 A1 & CN 102149428 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、血流促進のための音刺激を設定する設定部と、設定された音刺激を発生する音発生部と、を備え、前記設定部は、音量レベルを65デシベル以上、周波数を20から250ヘルツの間の値とする音刺激を設定する、血流促進装置が記載されている(段落[0036]-[0041], [0059], 図1参照)。

よって、請求項1に係る発明は、文献1に記載の発明と同一である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、音源の種類として、クラシック、演歌、ジャズ、ロック等の種々のジャンルの音楽を選択できることが記載されている（段落[0056]参照）。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、音刺激を断続的に繰り返す制御が記載されている（段落[0049]参照）。

そして、文献 1 - 2 に記載の発明は、音刺激により血流を促進する点で共通することから、文献 1 に記載の発明に、文献 2 に記載の制御を適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、対象者との距離に応じて、音発生部から発生する音量レベルを決定する構成が記載されている（段落[0068]参照）。

そして、文献 1 - 2 に記載の発明は、音刺激により血流を促進する点で共通することから、文献 1 に記載の発明に、文献 2 に記載の構成を適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 1 には、音刺激によって、足の痛み、肘の痛み、捻挫による痛み、腰痛が改善されることが記載されている（段落[0069]-[0074]参照）。また、文献 2 には、音刺激によって、患部の局所的な血流やリンパの流れが改善されて、患部の局所的な痛み等が解消されることが記載されている（段落[0030], [0049]-[0051]参照）。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、対象者の生体情報を取得するセンサ（生体情報取得部）が記載されており、取得した生体情報に応じて、音刺激を設定する制御が記載されている（段落[0032]-[0037], [0136]参照）。

そして、文献 1 - 2 に記載の発明は、音刺激により血流を促進する点で共通することから、文献 1 に記載の発明に、文献 2 に記載の制御を適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 7 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 1 には、音刺激を出力するスピーカーが記載されている（段落[0040]参照）。

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、対象者の特定の部位を検出して、当該検出した部位に対して、音刺激を出力する制御が記載されている（段落[0057]参照）。

そして、文献 1 - 2 に記載の発明は、音刺激により血流を促進する点で共通することから、文献 1 に記載の発明に、文献 2 に記載の制御を適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 3 より進歩性を有しない。

文献 3 には、着座している対象者に対して、音刺激を出力する出力部を備えた椅子が記載されている（段落[0007]-[0020], 図 1-7 参照）。

そして、文献 1、3 に記載の発明は、音刺激を対象者に出力する点で共通することから、文献 1 に記載の発明を、文献 3 に記載の椅子に適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 10 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 - 2、4 より進歩性を有しない。

文献 4 には、横たわっている対象者に対して、音刺激を出力する出力部を備えたベッドが記載されている（段落[0027]-[0048], 図 1-6 参照）。

そして、文献 1、4 に記載の発明は、音刺激を対象者に出力する点で共通することから、文献 1 に記載の発明を、文献 4 に記載のベッドに適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 1 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1、5 より進歩性を有しない。

文献 1 には、血流促進のための音刺激を設定する設定部と、設定された音刺激を発生する音発生部と、を備え、前記設定部は、音量レベルを 65 デシベル以上、周波数を 20 から 250 ヘルツの間の値とする音刺激を設定する、血流促進装置が記載されている（段落[0036]-[0041]、[0059]、図 1 参照）。

請求項 1 1 に係る発明と文献 1 に記載の発明とを対比すると、音刺激が、請求項 1 1 に係る発明では、機械刺激受容体を活性化するのに対し、文献 1 に記載の発明では、機械刺激受容体を活性化するか明確ではない点で相違する。

上記相違点について検討する。

文献 5 には、音刺激により機械刺激受容体が活性化する構成が記載されている（段落[0054]-[0057]、[0087]、[0120]参照）。

そして、文献 1、5 に記載の発明は、音刺激を発生する点で共通することから、文献 1 に記載の発明に、文献 5 に記載の構成を適用することは当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 1 2 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、血流促進のための音刺激を設定する設定部と、設定された音刺激を発生する音発生部と、を備え、前記設定部は、音量レベルを 65 デシベル以上、周波数を 20 から 250 ヘルツの間の値とする音刺激を設定する、血流促進装置が記載されている（段落[0036]-[0041]、[0059]、図 1 参照）。また、文献 1 には、パーソナルコンピュータを用いて音刺激を発生することが記載されている（段落[0054]-[0056]参照）。

よって、請求項 1 2 に係る発明は、文献 1 に記載の発明と同一である。

請求項 1 3 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、音源として、クラシック、演歌、ジャズ、ロック等の種々のジャンルの音楽や、治療用に人為的に形成された音源を使用することが記載されている（段落[0056]-[0057]参照）。